

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急事態措置

令和2年5月8日
愛媛県

- 1 実施期間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月31日（日）まで
- 2 対象区域 愛媛県全域
- 3 根 拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
以下「特措法」という。
- 4 緊急事態措置
 - (1) 外出自粛等の協力要請
 - (2) イベント等の開催自粛の協力要請
 - (3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請
 - (4) 施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）
- 5 対象及び内容等
 - (1) 外出自粛等の協力要請

対象	内容	根拠
県民	<ul style="list-style-type: none">・都道府県をまたいだ移動（帰省、旅行等）をできる限り自粛・「3つの密」のある場への外出を自粛・繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛	特措法 第24条 第9項
事業者	<ul style="list-style-type: none">・特定の施設等に人が集中するおそれがあるとき の入場者の制限等	特措法 第24条 第9項

(2) イベント等の開催自粛の協力要請

対象	内容	根拠
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 全国的大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等、慎重な対応を行う・ 参加者が 50 人以内のイベント等は、感染拡大地域（特定警戒都道府県）から来県・帰県して 2 週間以内の者の参加の自粛を呼びかけたうえで、①「3つの密」の発生が原則想定されない、②大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されない、③必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等を適切に行う等の感染防止対策を講じて開催する	特措法第24条第9項

(3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請

対象	内容	根拠
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う・ 入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる・ 人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する・ 会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める	特措法第24条第9項
県民	<ul style="list-style-type: none">・ 買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける	特措法第24条第9項

(4) 施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）

種類	内容	根拠
遊興施設	・施設の使用停止 【対象施設】 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外車（舟）券売場、射的場、性風俗店	特措法 第24条 第9項
遊技施設	・施設の使用停止 【対象施設】 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター	特措法 第24条 第9項

※ただし、別紙「遊興施設又は遊技施設における感染拡大防止対策」を講じる施設は、対象外とする